

○稚内市体育施設条例

平成13年3月23日条例第6号

別表第10（第11条関係）

パークゴルフ場使用料

使用区分		券の区分	使用料
個人 使用	一般 大学生	1日券	200円
		シーズン券	5,000円
		貸クラブ・ボール	100円
	小中高生	1日券	100円
		シーズン券	2,500円
		貸クラブ・ボール	100円
団体 使用	一般	1日券（1人につき）	100円
	大学生		
	小中高生		

備考

- 1 この表において「団体」とは、30人以上をいう。
- 2 障害者の使用料の額は、当該使用料の額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。